# 環境管理システム基本要綱

(平成12年7月14日12環第192号)

[沿革] 平成 13 年 3 月 30 日 12 環第 533 号一部改正

平成 13 年 6 月 18 日 13 環第 163 号一部改正

平成15年4月1日15環第148号一部改正

平成 18 年 1 月 6 日 17 地環第 346 号一部改正

平成20年2月8日19環政第376号一部改正

平成24年4月4日24温第3号一部改正

平成 28 年 3 月 29 日 27 環工第 282 号一部改正

平成31年4月1日31環工第31号一部改正

令和2年4月27日2環政ゼ第20号一部改正

令和3年4月1日3環政ゼ第7号一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、環境管理システム(以下「システム」という。)に関して基本的な事項を定め、 もって長野県職員率先実行計画の推進及び進捗管理することを目的とする。

(システム)

第2条 システムは、エコマネジメント長野とする。

(システムの運営管理の根拠)

第2条の2 システムは、「環境マネジメントシステム『エコマネジメント長野』ガイドライン」の 規格の要求事項に基づいて運営管理する。

(システムの運営対象組織)

- 第3条 システムの運営対象組織は、次の各号に掲げる組織とする。
  - (1) 知事部局
    - ア 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)第2条に規定する本庁の部局及び同規則 第52条に規定する会計局
    - イ 企業局
    - ウ 議会事務局
    - 工 監查委員事務局
    - 才 人事委員会事務局
    - カ 労働委員会事務局
    - キ 現地機関
  - (2) 教育委員会
    - ア 教育委員会事務局
    - イ 現地機関
    - ウ 教育機関
  - (3) 警察本部
    - ア 警察本部
    - イ 警察学校

#### ウ 警察署

(システムの運営対象区域)

- 第4条 システムが対象とする区域は以下のとおりとする。
  - (1) 第3条に規定する組織が事業活動を行う場所
  - (2) 第3条に規定する組織が事業活動において影響を及ぼす場所

#### (環境管理総括者の設置等)

- 第5条 システムを総括し、環境管理を総合的かつ体系的に推進するため、環境管理総括者を置く。
- 2 環境管理総括者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) システムの運営管理の基本となる事項を定め、及び改廃すること。
  - (2) 長野県職員率先実行計画に関する行動の基本を環境方針として決定すること。
- 3 環境管理総括者は、知事をもって充てる。
- 4 環境管理総括者に事故があるとき、又は環境管理総括者が欠けたときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 152 条第 1 項から第 3 項までの規定により知事の職務を代理する者が環境管理総括者の職務を代理する。

### (環境管理責任者の設置等)

- 第6条 システムを運営管理するため、環境管理責任者を置く。
- 2 環境管理責任者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) システムの運営管理に関すること。
  - (2) システムの見直しに関すること。
  - (3) システムの運営状況の環境管理総括者への報告に関すること。
- 3 環境管理責任者は、環境部長をもって充てる。
- 4 環境管理責任者に事故があるとき、又は環境管理責任者が欠けたときは、事務処理規則(昭和 39 年長野県規則第5号)第9条第4項の規定により環境部長の事務を代決する者が環境管理責任 者の職務を代理する。

#### (重要事項の審議)

- 第7条 環境管理責任者は、必要があると認めるときは、システムの運営の基本に関する事項についてゼロカーボン戦略推進本部に付議するものとする。
- 2 ゼロカーボン戦略推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (内部環境監査員の設置等)

- 第8条 システムの運営の状況を監査するため、内部環境監査員を置く。
- 2 内部環境監査員の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 内部環境監査の実施に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか内部環境監査の実施に関し必要と認められること。
- 3 内部環境監査員は、環境管理責任者が任命する。
- 4 内部環境監査員のうちから互選により代表環境監査員を選任する。この場合、第3条に規定するシステムの運営対象組織の区分及び地理的状況その他の状況を考慮して、複数の代表環境監査員を選任することができる。

5 代表環境監査員は監査に関する事務を処理し、内部環境監査員を代表する。

(環境方針の公表等)

- 第9条 環境方針及び環境目標は、公表する。
- 2 公表の方法は、エコマネジメント長野運営要綱に定める。

(システムの見直し)

- 第10条 環境管理責任者は、システムについて、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 2 環境管理責任者は、見直しを行ったときは、その結果に基づいて所属長に必要な指示を行うものとする。
- 3 見直しの方法は、エコマネジメント長野運営要綱に定める。

(委任)

第11条 この要綱によるシステムの運用管理に関し必要な事項は、環境管理責任者が定める。

附則

- この要綱は、平成12年7月19日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月27日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。